

# 山口県報

平成26年  
3月31日  
(月曜日)



山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年三月三十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

## 山口県条例第二十四号

山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

山口県税賦課徴収条例（昭和二十五年山口県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五十九条第二項中「第七十三条の二十七の二第一項」を「第七十三条の二十七の三第一項」に、「申請書を」を「申請書に事実を証明するに足る書類を添付して」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三条の二十七の二第一項の規定により減額を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

- 一 納税者の住所及び氏名
- 二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- 三 住宅の完成年月日及び取得年月日
- 四 耐震改修の完了年月日

第六十条第五項中「第七十三条の二十七の五第二項」を「第七十三条の二十七の六第二項」に、「第七十三条の二十七の六第二項」を「第七十三条の二十七の七第二項」に、「第七十三条の二十七の三第二項」を「第七十三条の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第六項とし、同

### 目次

条例  
山口県税賦課徴収条例の一部を改正する条例

条第四項中「第七十三條の二十七の四第二項」を「第七十三條の二十七の五第二項」に、「第七十三條の二十七の三第二項」を「第七十三條の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十三條の二十七の三第二項」を「第七十三條の二十七の四第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十三條の二十七の二第二項」を「第七十三條の二十七の三第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三條の二十七の二第二項の申告をする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に事実を証明するに足る書類を添付して、第五十七條の規定により当該住宅の取得の事実を申告する際併せてこれを知事に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名

二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 住宅の完成年月日及び取得年月日

四 耐震改修の完了予定年月日

第六十一條中「(法)」を「法」に、「又は法第七十三條の二十七の六第二項」を「(法第七十三條の二十七の五第二項又は法第七十三條の二十七の七第二項)」に、「第七十三條の二十七の五第二項」を「第七十三條の二十七の六第二項」に、「若しくは法第七十三條の二十七の六第一項」を「法第七十三條の二十七の七第一項」に改める。

第六十二條第六項中「第七十三條の二十七の六第二項」を「第七十三條の二十七の七第二項」に、「第七十三條の二十七の三第四項」を「第七十三條の二十七の四第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第七十三條の二十七の五第三項」を「第七十三條の二十七の六第三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第七十三條の二十七の四第二項」を「第七十三條の二十七の五第二項」に、「第七十三條の二十七の三第四項」を「第七十三條の二十七の四第四項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第七十三條の二十七の三第四項」を「第七十三條の二十七の四第四項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第七十三條の二十七の二第三項」を「第七十三條の二十七の三第三項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三條の二十七の二第三項において準用する法第七十三條の二十七の第一項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に事実を証明するに足る書類を添付して知事に提出しなければならない。

一 納税者の住所及び氏名

二 住宅の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

三 住宅の完成年月日及び取得年月日

四 耐震改修の完了年月日

五 還付を受けるべき金額

第六十二条の二中「又は法第七十三条の二十七の五第三項」を、「法第七十三条の二十七の三第三項又は法第七十三条の二十七の六第三項」に、「第七十三条の二十七の三第四項」を、「第七十三条の二十七の四第四項」に、「第七十三条の二十七の四第二項」を、「第七十三条の二十七の五第二項」に、「第七十三条の二十七の六第二項」を、「第七十三条の二十七の七第二項」に改める。

第九十条中「第二十条」の下に「又は第四十二条」を加える。

附則第七条の四の二及び第九条の四中「平成二十六年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附則第九条の四の二第一項中「自家用」を「営業用」に、「で軽自動車」を「(軽自動車)に、( )以外のもの」を「以下この項において同じ。」を除く。( )及び軽自動車」に、「百分の五」を「百分の二」に改め、同条第二項中「率に四分の一」を「率に百分の二十」に改め、同条第三項中「率に二分の一」を「率に百分の四十」に改める。

附則第九条の五第一項中「第四項及び第五項」を「以下この条」に、「専らメタノール」を「メタノール自動車(専らメタノール)に、「メタノール」を「をいう。第三項において同じ。」、混合メタノール自動車(メタノール)に、「及びガソリン」を「をいう。同項において同じ。」及びガソリン」に、「第四項に」を「第三項及び第六項第三号」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第一号中「平成十三年三月三十一日」を「平成十五年三月三十一日」に、「初めて」を「最初の」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項第二号中「平成十五年三月三十一日」を「平成十七年三月三十一日」に、「経過する」を「経過した」に改め、同項

八千二百円	八千六百円
九千三百円	九千七百円
一万四百年	一万九百年
一万五千百円	一万五千八百円

の表の下欄中

八万四千百円	七万三千百円	六万三千八百円	五万六千百円	四万九千五百円	四万三千四百円	三万七千九百円	三万二千四百円	四万四千七百円	二万九千九百円	二万五千九百円	二万二千五百円	一万九千六百円	一万七千二百円
--------	--------	---------	--------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

を

八万七千九百円	七万六千四百円	六万六千七百円	五万八千六百円	五万七千七百円	四万五千四百円	三万九千六百円	三万三千九百円	四万六千八百円	三万二千二百円	二万七千百円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	--------	---------	-------	-------

に、

五千八百円	八千八百円	六千六百円	四千二百円	六千九百円	四千九百円
-------	-------	-------	-------	-------	-------

を

六千円	九千二百円	六千九百円	四千四百円	七千二百円	五千百円
-----	-------	-------	-------	-------	------

に、

二万五千九百円
三万三百円
三万四千七百円
三万九千六百円
四万四千八百円
五万千円
五万八千五百円
六万七千三百円
七万七千四百円
九万七千六百円

を

二万七千七百円
三万七千七百円
三万六千三百円
四万四千四百円
四万六千九百円
五万三千三百円
六万千円
七万三百円
八万九百円
十万二千円

に、

四万九千五百円
四万九千五百円

を

五万七千七百円
五万七千七百円

に改め、同条第六項を削

九万六千八百円
十二万二千円

十万二千円
十二万七千六百円

り、同条第五項中「前項の表」を「次の表」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同項第二号中「平成二十一年十月一日（）」の下に「同法第四十条第三号に規定する」を加え、「排出ガス保安基準」を「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（第四号及び第九項第五号において「排出ガス保安基準」という。）」に改め、「この号」の下に

「及び第九項第二号」を加え、同項第三号中「充電機能付電力併用自動車」の下に、「(電力併用自動車のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので施行規則で定めるものをいう。第九項第三号及び第十三項において同じ。)」を加え、同項第四号中「エネルギー消費効率基準エネルギー消費効率」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条において「エネルギー消費効率」という。)」が同法第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して施行規則で定めるエネルギー消費効率(第九項第四号及び第十二項において「基準エネルギー消費効率」という。)」に、「第七項及び第九項」を「以下この条」に、「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」を「道路運送車両法第四十一条の規定により平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で施行規則で定めるもの(以下この条において「平成十七年窒素酸化物排出許容限度」という。)」に改め、同項に次の表を加える。

第八十四条第一項第一号イ

七千五百円	四千円
八千五百円	四千五百円
九千五百円	五千円
一万三千八百円	七千円
一万五千七百円	八千円
一万七千九百円	九千円
一万九千五百円	一万九千五百円
二万三千六百円	一万二千円
二万七千二百円	一万四千円

第八十四条第一項第一号ロ														
	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七千円
	六千円	四千五百円	三千五百円	五万五千五百円	四万四千円	三万八千五百円	三万三千五百円	二万九千円	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万五千円	二万五百円

第八十四条第一項第二号ロ								第八十四条第一項第二号イ						
	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万五千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円
	二万五百円	一万七千五百円	一万五千円	一万三千円	一万五百円	八千円	六千円	四千円	二千四百円	一万五千円	一万三千円	一万千円	九千五百円	七千五百円



			第八十四条第一項第三号イ(1)							第八十四条第一項第二号八(2)		第八十四条第一項第二号八(1)		
	三万二千元	二万六千五百円	二万九千元	二万五千五百円	二万二千五百円	二万円	一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千元	二万六百元	一万二千元	一万五千五百円	七千五百円	六千三百円
	一万六千元	一万三千五百円	一万四千五百円	一万三千元	一万千五百円	一万円	九千元	七千五百円	六千元	一万五百円	五千五百円	八千元	四千元	三千二百円

第八十四条第一項第四号イ		第八十四条第一項第三号イ							第八十四条第一項第三号イ(2)				
六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円	四万千円	三万三千円	六万四千円	五万七千円	五万五百円	四万四千円	三万八千円
三千五百円	二千五百円	四万千五百円	三万七千円	三万三千円	二万八千五百円	二万四千五百円	二万五百円	一万六千五百円	三万二千円	二万八千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万九千円

第八十四条第一項第五号イ										第八十四条第一項第四号ロ			
第八十四条第一項第五号ロ													
七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千元	三万六千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	一万円	五千三百円	八千円	六千円	三千九百元
三万五千五百円	三万円	二万七千円	二万三千五百円	二万五百円	一万八千円	一万六千円	一万四千元	一万二千元	五千円	三千円	四千円	三千円	二千元

第八十四条第二項第二号	八千円	四千円
	六千三百円	三千二百円
第八十四条第二項第一号	五千二百円	二千六百円
	六千三百円	三千二百円
第八十四条第一項第五号八(2)	四千七百円	二千三百円
	三千七百円	千八百円
第八十四条第一項第五号八(1)	二千七千五百円	一万四千円
	一万三千円	六千五百円
	二万五百円	一万五百円
	九千三百円	五千円
	八万八千八百円	四万四千五百円

附則第九条の五中第五項を第六項とし、第四項を削り、同条第三項中「第一項の規定の」を「第一項又は第三項の規定の」に改め、「第九条の五第一項」の下に「又は第三項」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項中「前項各号」を「第一項各号又は前項各号」に、「及び前項」を「第一項及び前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 第八十九条第一項の自動車のうち前項各号のいずれかに該当するもの（バス、トラック及び特種用途車（キャンピング車を除く。）に限る。）に対する同条第二項の規定の適用については、前項の規定にかかわらず、同条第二項各号中「四万五千円」とあるのは、「四万九千五

百円」とする。

3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、混合メタノール自動車及びガソリンを内燃機関の燃料として用いる電力併用自動車並びにバス（一般乗合用のものに限る。）及び被けん引自動車を除く。）に対する平成二十六年度分の自動車税に係る第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、第一項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十三年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの  
 二 軽油を内燃機関の燃料として用いる自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十五年三月三十一日までに新車新規登録を受けたもの

第八十四条第一項第一号イ

	七千五百円	八千二百円
	八千五百円	九千三百円
	九千五百円	一万四百年
	一万三千八百円	一万五千百円
	一万五千七百円	一万七千二百円
	一万七千九百円	一万九千六百円
	二万五百円	二万二千五百円
	二万三千六百円	二万五千九百円
	二万七千二百円	二万九千九百円

第八十四条第一項第一号ロ														
	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円	六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百元
	一万三千二百円	九千九百元	七千百元	十二万二千円	九万六千八百円	八万四千円	七万三千円	六万三千八百円	五万六千円	四万九千五百円	四万三千四百円	三万七千九百元	三万二千四百円	四万四千七百元

第八十四条第一項第二号ロ								第八十四条第一項第二号イ						
	四万五百円	三万五千円	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千円	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円
	四万四千五百円	三万八千五百円	三万三千円	二万八千円	二万二千五百円	一万七千六百元	一万二千六百元	八千八百円	五千円	三万二千四百円	二万八千円	二万四千二百円	二万三百円	一万六千五百円





		第八十四条第一項第五号イ			第八十四条第一項第四号ロ			第八十四条第一項第四号イ			第八十四条第一項第三号ロ			
	二万七千六百円	二万三千六百円	一万円	五千三百円	八千円	六千円	三千九百円	六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円	四万九千円
	三万三百円	二万五千九百円	一万千円	五千八百円	八千八百円	六千六百円	四千二百円	六千九百円	四千九百円	九万千三百円	八万四千四百円	七万二千円	六万二千七百円	五万三千九百円

第八十四条第二項第一号	第八十四条第一項第五号八(2)		第八十四条第一項第五号八(1)		第八十四条第一項第五号ロ									
	四千七百円	三千七百円	二万七千五百円	一万三千円	二万五百円	九千三百円	八万八千八百円	七万四百円	六万二千二百円	五万三千二百円	四万六千四百円	四万八百元	三万六千元	三万千六百円
	五千二百円	四千百円	三万二百円	一万四千三百円	二万二千五百円	一万二百円	九万七千六百円	七万七千四百円	六万七千三百円	五万八千五百円	五万円	四万四千八百円	三万九千六百円	三万四千七百円

第八十四条第二項第二号	六千三百円	五千二百円	六千三百円	六千九百円
第八十九条第二項第一号	四万五千円	四万九千五百円	四万九千五百円	四万九千五百円
第八十九条第二項第二号	四万五千円	四万九千五百円	四万九千五百円	四万九千五百円

附則第九条の五第七項中「第五項」を「前項」に改め、「字句は、」の下に「それぞれ」を加え、「にそれぞれ読み替えるもの」を削り、同条第十項中「第四項」を「第六項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第九項中「第五項（）」を「第六項（）」に改め、「平成二十二年度基準エネルギー消費効率」の下に「（基準エネルギー消費効率であつて平成二十二年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）」を加え、「第五項第四号」を「第六項第四号」に改め、「基準エネルギー消費効率であつて」及び「の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（第七項及び第九項において「平成二十七年基準エネルギー消費効率」という。）」に百分の百十」を削り、「前項第四号に規定する平成二十二年度基準エネルギー消費効率に」を「平成二十二年度以降」と、「平成二十七年基準エネルギー消費効率」とあるのは「」に改め、「第四項第四号に規定する」を削り、同項を同条第十二項とし、同条第八項中「前項（第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「第九項又は前項」に、「附則第九条の五第七項（同条第九項において読み替えて準用する場合を含む。）」を「附則第九条の五第九項又は第十項」に改め、同項を同条第十一項とし、同条第七項の次に次の三項を加える。

8 第六項又は前項（第十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定の適用がある場合における第八十四条第三項及び第四項並びに第八十四条の二の規定の適用については、第八十四条第三項中「第一項第一号及び前項」とあるのは「第一項第一号及び前項（これらの規定を附則第九条の五第六項又は第七項（同条第十二項において読み替えて準用する場合を含む。）」の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。」

む。）」と、同条第四項中「第一項第三号口」とあるのは「第一項第三号口（附則第九条の五第六項又は第七項（同条第十二項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」と、第八十四条の二中「前条」とあるのは「前条（附則第九条の五第六項若しくは第七項（これらの規定を同条第十二項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第八項の規定により読み替えて適用する場合を含む。））」とする。

9 次に掲げる自動車に対する第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

- 一 電気自動車
- 二 天然ガス自動車のうち、平成二十一年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えないもので施行規則で定めるもの
- 三 充電機能付電力併用自動車
- 四 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上かつ平成三十二年基準エネルギー消費効率（基準エネルギー消費効率であつて平成三十二年以降の各年度において適用されるべきものとして定められたものをいう。）以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの
- 五 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車（第三号に掲げる自動車に該当するものを除く。）のうち、道路運送車両法第四十一条の規定により平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で施行規則で定めるものに適合するもの

	七千五百円	一千円
	八千五百円	一千五百円
	九千五百円	二千五百円

第八十四条第一項第一号ロ							第八十四条第一項第一号イ						
六万六千五百円	五万八千円	五万千円	四万五千円	三万九千五百円	三万四千五百円	二万九千五百円	四万七百元	二万七千二百円	二万三千六百元	二万五百円	一万七千九百元	一万五千七百元	一万三千八百円
一万七千円	一万四千五百円	一万三千円	一万千五百円	一万円	九千円	七千五百円	一万五百円	七千円	六千円	五千五百円	四千五百円	四千円	三千五百円

第八十四条第一項第二号イ														
	一万千五百円	八千円	四千七百円	二万九千五百円	二万五千五百円	二万二千円	一万八千五百円	一万五千円	一万二千円	九千円	六千五百円	十一万千円	八万八千円	七万六千五百円
	三千円	二千円	千二百円	七千五百円	六千五百円	五千五百円	五千円	四千円	三千円	二千五百円	二千円	二万八千円	二万二千円	一万九千五百円

			第八十四条第一項第二号八(2)			第八十四条第一項第二号八(1)		第八十四条第一項第二号口					
一万七千五百円	一万四千五百円	一万二千円	二万六百元	一万二千元	一万五千元	七千五百円	六千三百円	四万五百円	三万五千元	三万円	二万五千五百円	二万五百円	一万六千元
四千五百円	四千元	三千元	五千五百円	三千元	四千元	二千元	千六百元	一万五百円	九千元	七千五百円	六千五百円	五千五百円	四千元





			第八十四条第一項第五号イ	第八十四条第一項第四号ロ			第八十四条第一項第四号イ			第八十四条第一項第三号ロ				
	三万千六百円	二万七千六百円	二万三千六百円	一万円	五千三百円	八千円	六千円	三千九百円	六千三百円	四千五百円	八万三千円	七万四千円	六万五千五百円	五万七千円
	八千円	七千円	六千円	二千五百円	千五百円	二千円	千五百円	千円	二千円	千五百円	二万千円	一万八千五百円	一万六千五百円	一万四千五百円

	第八十四条第二項第一号			第八十四条第一項第五号八(2)		第八十四条第一項第五号八(1)		第八十四条第一項第五号口						
	六千三百円	四千七百円	三千七百円	二万七千五百円	一万三千円	二万五百円	九千三百円							八万八千八百円
	千六百元	千二百円	千円	七千円	三千五百円	五千五百円	二千五百円	二万二千五百円	一万八千円	一万五千五百円	一万三千五百円	一万二千円	一万五百円	九千円

第八十四条第二項第二号		
八千円	六千三百円	五千二百円
一千円	千六百円	千三百円

10 エネルギー消費効率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもので施行規則で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第八十四条第一項及び第二項の規定の適用については、当該自動車が平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日まで間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税に限り、第六項の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第十四条第四項中「平成二十五年十二月三十一日」を「平成二十九年三月三十一日」に改める。

附則第十五条の二第一項及び第二項中「平成二十六年度」を「平成二十九年度」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(不動産取得税に関する経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例（以下「改正後の条例」という。）の規定中不動産取得税に関する部分は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

3 改正後の条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前

の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

4 改正後の条例の規定中自動車税に関する部分は、平成二十六年以後の年度分の自動車税について適用し、平成二十五年度分までの自動車税については、なお従前の例による。